

○令和2年3月に策定した神戸市社会的養育推進計画について、都道府県社会的養育推進計画策定要領に基づき、現行計画における課題や児童福祉法改正等を踏まえた現行計画の見直しを行ったうえで、令和7年度を始期とする次期社会的養育推進計画を策定する。なお、次期計画は「神戸っ子すこやかプラン」と統合予定。

### 国の動き

#### ○児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進 について (H24)

- ・施設の小規模化。地域分散化と里親委託を推進
- ・平成27年からの15年計画を策定すること

#### ○児童福祉法改正 (H28)

- ・子どもが権利の主体であることの明確化
- ・子どもの家庭養育優先原則の明記等

#### ○新しい社会的養育ビジョン (H29)

- ・家庭的養護推進計画の見直しを行い、家庭的養育の実現と永続的解決などを盛り込むこと

#### ○児童福祉法改正 (R1)

- ・児童の権利擁護
- ・児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化

#### ○児童福祉法改正 (R4)

- ・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化

#### ○都道府県社会的養育推進計画の策定 (R6)

- ・既存の計画を全面的に見直し、新たに計画を策定すること

### 神戸市の動き

#### ◆神戸市家庭的養護推進計画 (H27～R41年までの15年計画)

- ・社会的擁護の転換として、**家庭的養護の推進**（施設の小規模化・地域分散化）の方向性を示す
- 【課題】
- ・在宅支援や永続的解決未提示
  - ・施設養育が必要な場合が未提示



内容の見直し及び計画名称の変更

#### ◆神戸市社会的養育推進計画 (R2～R11年) ※現行計画

- ・**家庭的養育優先原則を徹底**し、在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援などを網羅
- 【課題】
- ・里親や施設数、各種機関等の整備目標が不明確
  - ・取組を評価するための指標設定が不十分



内容の見直し

#### ◆神戸市社会的養育推進計画 (R7～R11年) ※今回の見直し

- ・家庭的養育優先原則
  - ・**パーマネンシー保障**
- 【見直しの方向性】
- ・権利擁護の体制や里親、施設の数についても整備目標を設定
  - ・PDCAサイクルを運用するための適切な評価指標を設定
  - ・神戸っ子すこやかプランとの統合